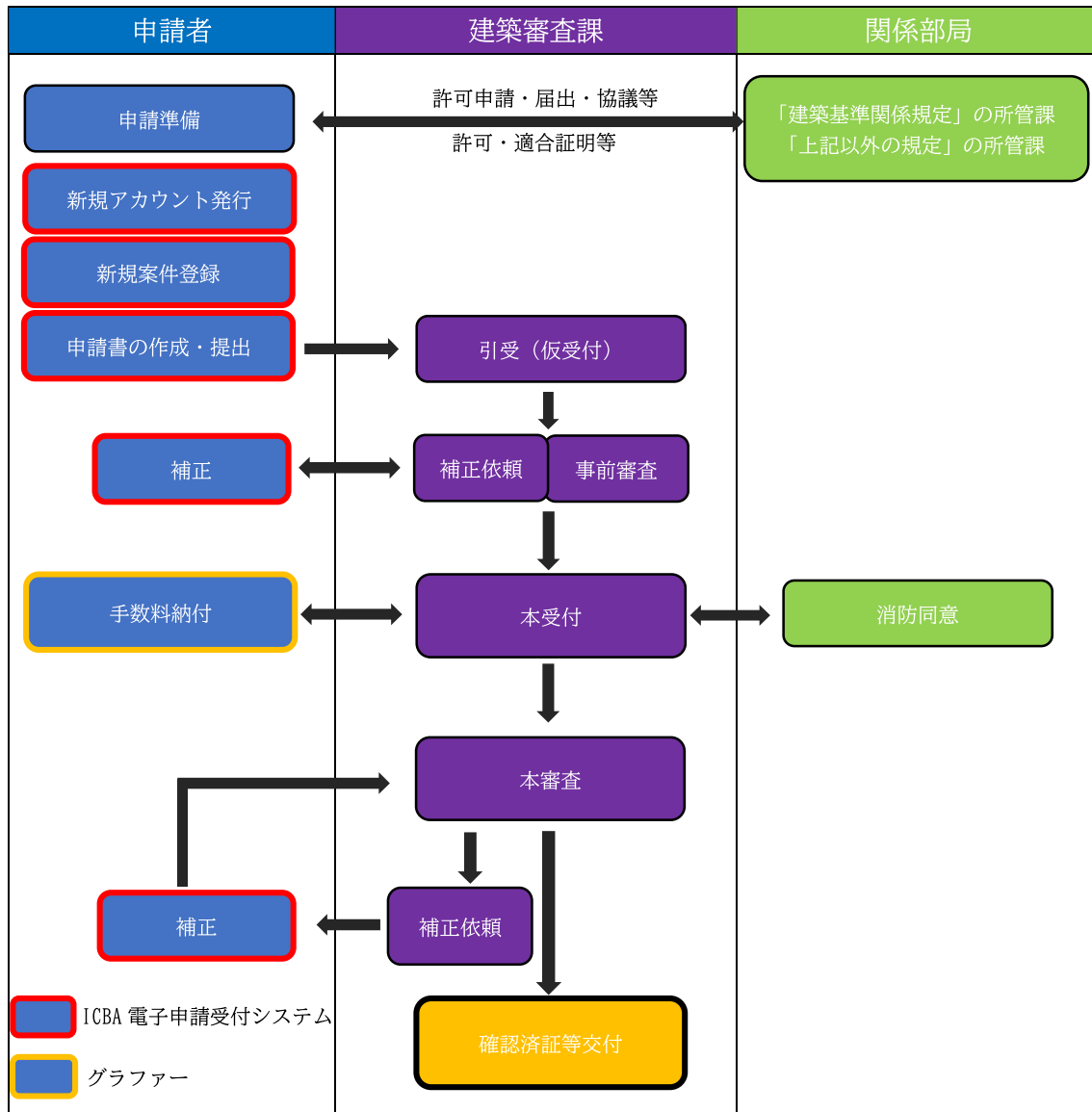



建築確認等の電子申請要領

ICBA 電子申請受付システムによる申請イメージ



<電子申請の流れ>

1. **申請準備** 申請前に建築審査課の担当者にご連絡ください。建築基準関係規定の所管課と必要に応じて協議を行い、適合証明等を取得してください。
2. **アカウント発行** システムにログインするためのアカウントを発行します。^{注1}
[ICBA 電子申請受付システム](https://www.icba.or.jp/denshishinsei/reception-list.html)
<https://www.icba.or.jp/denshishinsei/reception-list.html>

3. **新規案件登録** 同一物件に関する複数の申請（確認申請や完了検査等）を格納するための案件を登録します。
4. **申請書の作成・提出** システム上で申請書に必要な情報を入力し、添付ファイルをアップロードして提出します。^{注2～注5}

5. **引受（仮受付）** 申請段階では仮受付となります。受付要件等を確認します。
6. **事前審査** 必要に応じて事前審査を行います。
7. **手数料納付・本受付** システムに手数料納付機能はありませんので、案内に従って納付してください。^{注6 注7}
8. **審査** 手数料納付の確認もって本受付、審査開始となります。
 - ・ 補正：補正依頼があった場合は、補正・再提出します。
 - ・ 連絡・質疑応答：建築審査課とのメッセージや添付ファイルのやり取りはシステム上で行われます。
9. **審査完了・確認済証等取得** 審査が完了すると、確認済証等をシステムからダウンロードできます。^{注8}

<注意事項>

- 注1. 新規アカウントを発行した方【管理者】と、その管理者によって追加された【利用者】が、案件情報を常に情報共有する1グループとなります。このことから、小規模の会社では新規アカウントの発行は1回（1グループ）、大規模の会社では新規アカウントの発行は部署毎又は支店毎に行うのが適しています。
- 注2. 1回あたりのアップロードファイル容量の上限は1GBです。
- 注3. ファイル名で図面の内容がわかるよう、分かりやすいファイル名としてください。
- 注4. ファイル形式は、PDFを使用してください。
- 注5. 補正対応等のため、大量の図面を一つのPDFに格納しないようお願いします。
- 注6. 手数料の納付について、オンライン決済方法はペイジーのみとなります。
- 注7. ペイジー以外の支払方法（現金・クレジットカード等）については、建築審査課窓口でのお支払いとなります。
- 注8. 確認済証等や副本の書面による交付・返却は行いません。

<お問合せについて>

●システムに関するお問い合わせ
一般財団法人建築行政情報センター
メール：toiawase@icba.or.jp
TEL：03-5225-7719

●その他のお問い合わせ
北九州市都市戦略局指導部建築審査課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
TEL：093-582-2535